明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○原子力損害の補完的な補償に関する条約（一）　二
〔省　令〕
○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**四）　三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（**同**五）　四
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（**同**六）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**七）　四
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**一）　四
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**国土交通**二）　四
〔告　示〕
○有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件の一部を改正する件（**総務**七）　四
○原子力損害の補完的な補償に関する条約の日本国による受諾に関する件（**外務**八）　四
○厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（**厚生労働**五）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（**同**六）　四
○国立感染症研究所試験検査依頼規程の一部を改正する件（**同**七）　四
○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件（**同**八）　四
○土砂災害防止対策基本指針（**国土交通**三五）　四
〔官庁報告〕
財　政
平成二十七年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（総務省）　四
国家試験
平成二十六年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第一四三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、平成二十六年度マンション管理士試験合格者関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇原子力損害の補完的な補償に関する条約（条約第一号）（外務省）

この条約は、締約国間で補完的な資金調達の制度を設けることや、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定めるものであり、前文、本文二七箇条及び末文並びにこの条約の不可分の一部を成す附属書から成る。その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、ウィーン条約若しくはパリ条約のいずれかを実施する国内法令又は条約の附属書の規定に適合する国内法令に従って設けられる各締約国の賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。条約の制度は、締約国の領域内に所在し、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が責任を負う原子力損害に適用する。（第二条関係）

2　一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償について、施設国は、三億ＳＤＲ、又は三億ＳＤＲ以上の金額であって原子力事故に先立ついずれかの時点において寄託者に明示するもの等が利用可能であることを確保し、また、この金額に加え、締約国は、第四条に規定する計算式に従って公的資金を利用可能とする。これらに基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配される。（第三条及び第四条関係）

3　第三条に規定する資金は、締約国の裁判所が管轄権を有することを条件として、締約国の領域内において生ずる原子力損害や締約国の領海を越える海域又はその上空において生ずる一定の原子力損害等に使用する。（第五条関係）

4　自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故により生ずる損害が第三条の規定に従って利用可能とされる金額を超え、又は超えることが見込まれ、かつ、第三条の規定に基づく拠出金が必要となる可能性があると認める場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報する。（第六条関係）